

ISSUE BRIEF

企業の社会的責任（CSR）

背景と取り組みー

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 476(MAR.24.2005)

はじめに

「企業の社会的責任」とは何か

CSRへの関心の高まりの背景

欧米におけるCSRへの取り組み

1 EU

2 英国

3 その他の欧州諸国

4 米国

我が国におけるCSRへの取り組み

1 政府

2 産業界

3 国際規格化への対応

おわりに

経済産業課

はぎわら あいいち
(萩原 愛一)

調査と情報

第476号

はじめに

近年、「企業の社会的責任」(CSR)という言葉が新聞・雑誌を賑わせている。平成 15 年は、我が国における「『企業の社会的責任』元年」と呼ばれ、この年以降、企業のみならず、一般の人々の関心も、一挙に高まった。しかし、「企業の社会的責任」を、我が国で一時盛んであったメセナ(文化への支援活動)や、利益の社会還元と同義と考えている人も多い。

本稿では、まず、現在流布している「企業の社会的責任」の概念の輪郭を述べ、次に関心の高まりの背景、欧米と我が国での取り組みの動向等についてまとめた。

「企業の社会的責任」とは何か

「企業の社会的責任」とは、英語の Corporate Social Responsibility の訳であり、我が国でも、その頭文字をとった CSR という略語が、急速に普及している。本稿でも、特に断らない限り、CSR の語を使用する。

CSR の明確な定義は今のところない。しかし、おおよそ、次のような点が、共通の理解と考えることができよう。

昨今の「企業の社会的責任」論の根底にあるのは、企業の行動や果たすべき機能として、利潤の極大化、顧客の満足、株主価値の拡大、といったものに限らず、社会的存在としての企業の役割を強調する視点¹である。すなわち、CSRとは、企業が活動の基盤とする社会との関わりにおいて負う責任である。企業にとって、CSRを重視する経営とは、日常の企業活動の中に、社会的公正性や倫理性、環境への配慮などを取り込んでいくことである。

利潤を極大化し、株主のために利益を生み出すことこそ企業の責務である、というような考え方は、今日、大きく後退しつつある。また、質の良い製品を消費者に供給することが企業の社会的責任である、という考え方も、それだけでは十分ではない。社会的存在としての企業は、株主や消費者だけでなく、企業活動の中で関係を取り結ぶ、あるいは影響を与える様々な社会集団のことを考慮しなくてはならない。企業の従業員、工場が立地している地域社会の住民等の社会グループ、取引のパートナー等の、企業が関わるすべての人々はステークホルダー(利害関係者)と呼ばれ、CSRを論じる際の重要なキーワードのひとつとなっている²。

しかし、CSRを、単に、社会やステークホルダーに対する企業の一方的な貢献と捉えることも正しくない。CSRへの積極的な取り組みは、企業経営そのものの見直しにもつながることから、企業の競争力の強化に資するものと考えられている。経営の効率化やリスクマネジメントの強化により、投資家の高い評価を受けることにもなる。CSR経営は、長期的には企業価値を高め、企業にとってプラスとなりうる。かつては、CSRを社会的義務として捉え、企業の社会的義務に付随するコストであるという見方が多かったが、近年は、

¹ 後藤芳一「企業の社会的責任(CSR)とわが国の対応」『化学経済』51巻7号, 2004.6, p.2.

² 越智訓男「企業の社会的責任(CSR)()」『商工ビジネスデータ』No.192, 2004.6, p.1.

CSRの推進は、企業の収益性と両立しうるとの認識が広まりつつある³。

つきつめて言えば、企業が社会の一員として、一般市民と同様の立場で、環境や社会との共生調和を追究する⁴ことが、とりもなおさず、企業自身の持続可能性に寄与する、ということになる。この意味で「トリプルボトム・ライン」(triple bottom line)は、象徴的な概念である。これは、英国のコンサルティング会社の代表が、1997年に提示した概念で、経営において、経済性、環境重視、社会性の3つの側面のバランスが取れている企業だけが、『持続可能な発展』を許される⁵、というものである。この考え方は、短期間に世界中に広まった。この概念が、現在のCSRについての最大公約数的な認識とみなしても良いであろう。

CSR への関心の高まりの背景

CSRへの関心が世界的に高まり、それに対する取り組みが進んでいる背景としては、次のようなことが指摘されている。

頻繁におこる企業の不祥事

エンロンやワールドコムといった米国の名だたる大企業で、粉飾決算が明るみに出て、大きな問題となったことは記憶に新しい。我が国でも、この数年、企業不祥事が多発している。自動車のリコール隠し、食品の偽装表示、談合など、枚挙に暇がない。しかも、これらの不正行為、違法行為は意図的に繰り返されている。

企業の不正行為に対しては、当然、法令遵守と健全な経営の確保が強く求められる。法令遵守は、CSRとしては、最も初歩的なものである⁶。しかし、法律違反は、あまりにも基本的な倫理の欠如であり、CSR以前の問題ではないか、という意見や、CSRとは、法的責任が尽きたところから始まる会社の自主的な取り組みである、との指摘もある⁷。

企業活動の拡大とグローバル化

今日、企業の規模は拡大するとともに、複雑化している。その結果、企業活動の様々なプロセスが社会に与える影響も大きくなり、企業の責任は無視できないものとなっている。また、企業活動は国境を越え、グローバル化している。このため、1999年の世界貿易機関(WTO)のシアトル会議に対する抗議行動に見られたように、企業活動のグローバル化がもたらす負の側面に対する懸念も広がっている。多国籍企業は、進出先の国で、経済のみならず、環境、雇用などにも大きな影響を及ぼすようになっていく。また、発展途上国において劣悪な条件の下で児童労働を強制する例なども見られ⁸、人権、労働環境への雇用者の配慮が強く求められている。

³ 経済産業省『通商白書 2004』, p.76.

⁴ 足達英一郎・金井司『CSR経営とSRI』金融財政事情研究会, 2004, p.6.

⁵ 同上, p.7.

⁶ 「座談会 いまなぜCSRなのか」『法律時報』76巻12号, 2004.11, p.14.

⁷ 「CRS～企業の社会的責任とは?」『NBL』No.800, 2005.1.1, p.27.

⁸ 神野雅人「CSR(企業の社会的責任)概念の展開」『みずほ総研論集』創刊号, 2003, p.99.

発展途上国における多国籍企業の企業活動に対しては、早くから、その影響が懸念されてきたこともあって、経済開発協力機構（OECD）は、1976年に「OECD多国籍企業ガイドライン」を作成している。これは、CSRの規格化の嚆矢と見ることができる。2000年の改訂版⁹では、雇用、労使関係、人権、環境、情報開示、贈賄防止、消費者利益などについて、それぞれ指針を示し、多国籍企業の自主的な取り組みを要求している。

規制緩和の進展

近年、世界的に規制緩和や規制改革が進み、企業の活動領域は飛躍的に広がった。また、公的企業の民営化の進展で、従来公的部門が提供していたサービスも民間企業によって提供されるようになってきた。こうしたことも、企業の存在が、ますます無視できなくなっている要因のひとつである¹⁰。政府による規制や行政指導が減少したことにとともに、企業は、自社の理念に基づき、自己責任で主体的に行動することが一層求められるようになっている。

環境問題の深刻化

企業の生産活動にともなう環境破壊に対しては、世界的に厳しい眼が注がれるようになってきている。我が国では、1960～70年代に公害問題が深刻化したこともあって、環境問題に対して、国民は一層敏感であり、それだけに、CSRに求められる要件の中で、環境を重視する傾向が強いといわれる。いわゆる「環境経営¹¹」が、経営のあり方としても重視されている。近年は、公害問題に代表される地域社会への影響から、地球温暖化や生態系破壊のようなグローバルな環境問題へと、意識が広がり、それとともに、世界的に「持続可能な発展」という考え方や概念が流布するようになった。

市民の成熟

上に述べたような問題も、まず、一般市民が、意識の俎上に載せるとともに、それらを監視し、告発し、意見をぶつける主体がなくては、企業に責任を求める大きな声とはならない。近年、消費者、地域住民などの個別の動きのほか、市民団体、NGO（非政府機関）などが積極的な社会活動を展開するようになってきている。特に、NGOは、企業に対するモニターを行う役割や、公的活動に対して企業に関心を向けさせる促進役の役割を担うもの¹²であり、欧州においては、無視できない存在となっている。また、ITの急速な発展により、常にグローバルなレベルで企業を監視できるようになった。今日では、インターネットを通じて、共通の関心事を持つ個人、NGOが、簡単に国境を越えて、ネットワーク化される。企業情報も、ステークホルダーによって、瞬時に共有されるのである¹³。

⁹ OECD, *OECD Guidelines for Multinational Enterprises*, 2000.

¹⁰ 『法律時報』所収前掲座談会, p.5.

¹¹ 環境経営とは、「すべての企業活動において環境負荷低減を目指す企業の環境対応のことであり、企業利益のために、高品質化・低コスト化・納期の短縮化などを追及するだけでなく、再生・リサイクルまでも視野に入れた商品・製品の開発と、環境負荷を最小にし企業活動を行うこと」(逆井克子「変わりつつある企業評価の視点」『経営センサー』59号, 2004, 1・2, p.40.)

¹² 足達・金井, 前掲書, p.6.

¹³ 神野雅人, 前掲論文, p.101.

社会的責任投資の発展

社会的責任投資（Socially Responsible Investment 以下、SRIとする。）とは、広義では、社会性に配慮したお金の流れを指すが、一般的には、従来の財務情報による判断に加えて、社会性の観点での評価を加味した投資手法とされている¹⁴。これは、米国で、宗教的価値観や倫理観に基づいて、宗教団体や学校法人などが、投資先を選別していたことに起源がある。しかし、近年のCSRへの関心の高まりが、SRIの飛躍的な発展を世界的に促進した。SRIの代表的な手法は、スクリーニングと呼ばれるものである。投資先選択の判断に用いる評価軸をスクリーンと言い、具体的な評価項目からなる。評価軸に照らして、好ましくない企業をふるい落とすネガティブ・スクリーニング、好ましい企業をすくいあげるポジティブ・スクリーニングの二つに分類できる¹⁵。今日、SRIは、CSRと表裏一体の概念として扱われることが多い。後で見るように、欧州では、企業に財務以外の情報を開示させ、それにより、投資をSRIにシフトさせ、さらに企業のCSRへの努力を促進させる、という政府の政策が目立っている¹⁶。

欧米における CSR への取り組み

以上が、CSRをめぐる一般的な状況であるが、国や地域により、背景や歴史的事情に相違があり、それに規定されて、取り組み方にも違いが生じている。欧州と米国では、非常に異なる。欧州では、CSRは、個々の企業の社会問題への関わりというよりも、むしろ、社会システムの理念として議論されている¹⁷。それは、特に、欧州連合（European Union 以下、EUとする。）のCSRへの取り組みにおいて顕著である。

1 EU

EUのCSRへの取組みの中で重要な意味を持つのは、欧州委員会が2001年7月に発表した「CSRのための欧州の枠組みの促進」(“Promoting a European framework for corporate social responsibility”)と題されたグリーンペーパーである。グリーンペーパーとは、議論のたたき台として提示されるものである。この中で、EUは、CSRが、「リスボン戦略」の目標の実現に積極的に寄与することができる限りにおいて、関心を示すものである、としている¹⁸。「リスボン戦略」とは、2000年3月にリスボン欧州理事会で策定された経済・社会政策の枠組みであり、EUを、「より多い雇用とより強い社会的結合を確保しつつ、持続可能な経済発展を達成しうる、世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済」の地域にするという戦略目標である。すなわち、EUは、CSRを、持続可能な経済発展（sustainable development）と社会的結合（social cohesion）を達成するための重要な要素と考えているのである。

¹⁴ 高巖・日経CSRプロジェクト『CSR 企業価値をどう高めるか』日本経済新聞社、2004、p.59.

¹⁵ 足達・金井、前掲書、p.76.

¹⁶ 同上、p.22.

¹⁷ 同上、p.26.

¹⁸ European Commission, *Promoting a European framework for corporate social responsibility, Green paper*, 2002, p.4.

このような EU の考え方には、次のような背景がある。

EU統合は、モノ、カネ、ヒトが自由に動くことで資源の最適分配を実現させ、効率の良い経済を目指すものであったが、現実には、ヒトは他のふたつの要素と違い、経済合理性に従って自由に動けるものではないので、かえって失業問題を深刻化させることになった。これまでは、失業問題は政府が解決すべき課題であったが、EUが加盟各国に課した財政条件により、従来のような財政出動による雇用創出は出来なくなっている。しかし、失業問題から派生する社会の不安定化や、それが引き起こす経済の停滞こそ、EUが最も懸念していることである¹⁹。これが、リスボン戦略以降、EUの様々な政策の中で繰り返される「持続可能な発展」と「社会的結合」という二つの言葉の根元にある現実である。

このことを念頭に置いてグリーンペーパーを眺めると、ステークホルダーの中でも従業員を中心とした問題を大きく取り上げている意味が理解できる。

グリーンペーパーは、CSRについて、「内部的側面」と「外部的側面」に分けて検討を加えている。「内部的側面」については、「企業の内部においては、社会的責任の実践は、第一に、雇用者に影響を与えるものであり、人的資源、健康、安全性、及び管理の変化などの側面に関係しており、環境に関わる責任の実践は、特に生産において使われる資源の管理に関わるものである²⁰」としている。内部的側面として、従業員に関わる諸問題と、環境への配慮が指摘されているわけであるが、前者が特に強調されている。

外部的側面としては、まず、地域社会があげられているが、ここでも、地域の住民の雇用の促進をうたっている。さらに、企業は、それを取り巻く地域社会の住民の健康、安定、繁栄に依存しているとしている。他にビジネス・パートナー、サプライヤー、消費者等のステークホルダーとの関係、人権への配慮等に具体的な言及がなされている。

このグリーンペーパーは、既に述べたように、議論のたたき台という性格をもつものであるが、EUのCSRに対する姿勢を明確にしたものとして注目を集めた。

欧州委員会は、公的機関、企業、労働組合、NGOその他様々なステークホルダーに意見を求め、その結果、46の企業や団体から回答が寄せられた。そのほとんどがCSRの取り組みに賛成というものであったが、企業は、EUのCSRは労働問題を強調し過ぎていると答えたものが多かった²¹。ともあれ、それらの意見も踏まえた上で、1年後の2002年7月に公表された「企業の社会的責任 持続可能な発展に対する企業の貢献」(“Corporate social responsibility, A business contribution to sustainable development”)は、CSRを政策的に推進するための今後の基本戦略を提示したものである。この中で設置が決められたCSRマルチステークホルダーフォーラムが、さらに議論を深め、2004年6月に最終報告書を公表した。この中で、次の9項目を勧告として掲げている²²。

1. 公的機関やステークホルダーによる中核的価値や原則への意識啓発

¹⁹ 高巖「企業の社会的責任の新展開」『生活起点』68号、2004.1、pp.16-17。

²⁰ European Commission, *op.cit.*, p.9.

²¹ 高巖他『企業の社会的責任』日本規格協会、2003、p.90。

²² European Commission, *EU Multistakeholder Forum on CSR: Final results & recommendations*, June 2004, pp.12-16.

2. CSR に関する情報の収集、交換、流布
3. CSR に関する知識と行動の調査研究の推進
4. 企業が CSR を理解し取り入れていく能力の向上
5. 企業サポート機能の強化
6. 教育カリキュラムへの CSR の取り入れ
7. 透明な CSR 報告や SRI ファンドのような適切な CSR のための条件づくり
8. ステークホルダー間の対話促進
9. 公的機関および EU の CSR 促進のための役割強化

このように、EU においては、欧州委員会の主導の下に、CSR についてのコンセンサスの形成をはかりながら、着実に、CSR の意識を、企業、公的機関、一般市民に根付かせる努力が行われている。

2 英国

欧州では、EU の取り組みと並行して、各国政府の独自の施策が見られる。中でも、英国政府の取り組みが際立っている。

EU の欧州委員会と同様に、英国においても、CSR という概念を、競争力の鍵として捉えている。英国では、貿易産業省 (Department of Trade and Industry 以下、DTI とする。) を中心に、政府が積極的に動いている。DTI は CSR のサイト²³を持っているが、その中の「CSR とは何か」で、「政府は、CSR を、われわれの持続可能な発展という目標に向かっての企業の貢献と見ている」と述べている。英国政府は、企業に対して、CSR を経営に取り入れるよう、積極的な働きかけを行っている。最近の動きを追ってみると、次のとおりである。

2000 年 3 月に、世界に先駆けて、CSR 促進の目的で CSR 担当大臣が任命されるとともに、DTI の中に、CSR 担当部局が設置された。同年 7 月には、英国年金法 (United Kingdom Pension Act) が改正され、年金基金の運用に関し、倫理的、社会的、環境的側面をどの程度考慮したかについての情報開示を義務づけた。年金の運用に対して、SRI (社会的責任投資) が法的に強制されたわけではないが、投資規制に関して初めて CSR に言及した点で意義がある。この法改正により、SRI が飛躍的に増大し、それが、企業の CSR の取り組みを一層前進させたと言われている²⁴。2002 年には、企業責任法案 (Corporate Responsibility Bill) が議員立法として、下院に提出された。これは、企業に CSR 報告を義務づけ、経営者の義務や責任を大きくし、法令違反に対する罰則の強化等を打ち出したものである。この法案は結局撤回されたが、CSR に対する議会の関心を高めた²⁵。CSR 報告は、「企業活動財務報告書 (Operating and Financial Review)」の名称で、この数年進められている会社法現代化の一環として、本年 2005 年より、上場企業に対して、その作成と開示が義務づけられる見通しである²⁶。

英国政府は、こうした一連の法制度により、企業を指導するのではなく、企業が主

²³ [csr.gov.uk <http://www.societyandbusiness.gov.uk/>](http://www.societyandbusiness.gov.uk/)

²⁴ 足達・金井司, 前掲書, p.22.

²⁵ 英国では、2001 年に、「企業の社会的責任に関する超党派議員連盟」(All Party Parliamentary Group on Corporate Social Responsibility) が設立された。

²⁶ 経済産業省, 前掲書, p.93

体的にCSRを行うための環境整備や情報の提供といったサポート役に徹する²⁷、としている。しかし、政府の働きかけとは別に、もともと、英国企業は、世界に先駆けてCSRを推進してきた長い歴史があり、また、大規模で影響の大きいINGOが多く活動していることも見逃せない²⁸。

3 その他の欧州諸国

フランスでは、2001年5月に会社法改正の一環として「新経済規制法(Loi N° 2001-420 du 15 mai 2001 relative aux nouvelles régulations économiques)」が制定され、上場企業に対して、企業活動の社会的・環境的影響に関する年次報告の作成と公開が義務づけられた。CSR報告書の義務付けに関しては、英国より一歩先んじたことになる。そして、英国を追うように、CSR担当大臣が任命されている。オーストリア、ドイツ等では、英国と同じように、公的年金の運用において、SRIへ誘導するような制度が導入されている²⁹。

4 米国

米国では、欧州と異なり、政府が直接的にCSR推進に関わっていない。しかし、CSRの考え方は古くからあり、その普及は、民間団体や市民団体が中心となって進めてきた。既に述べたように、SRIは、もともと、米国から始まったものである。米国では、宗教団体が資産を運用することは一般的であるが、運用にあたって、酒、タバコ、ギャンブルなどの産業に関連する企業を、投資対象から除外していた。倫理観に基づく、こうした動きが、1970年以降、社会運動家をはじめ、非宗教的な機関や大学に広がり、より自覚的に企業に社会的責任を求める手段となった³⁰。当時のベトナム反戦運動、環境保護運動等を背景に、戦争に関わる企業や、環境破壊を引き起こす企業等への抗議として、すぐれて社会運動的な側面を有していたのである。1990年代以降は、CSRと企業価値は密接なつながりがあると考えられるようになり、SRIに経済的リターンを求める投資家が増えてきた。このような動きの中で、投資信託運用会社が、SRI専用の投資信託を相次いで発売するなど、一層の展開を見せ、SRIの総額は全米で2兆ドルに達している³¹。

米国では、既に述べたスクリーニング（財務情報の他に、非財務情報も基準として投資銘柄を選定する手法）の他に、株主行動とコミュニティ投資も、SRIの手法として用いられる。株主行動は、投資家が株主として企業に働きかけ、議決権行使・株主提案などを通じて、CSRの向上を求めていこうとする活動である。コミュニティ投資は、通常銀行が融資対象としない低所得者層や低開発地域に対する融資を行うことで

²⁷ 「英国 利益のために社会貢献 米国脱「利益至上主義」『週刊東洋経済 臨時増刊 環境・CSR経営』5913号, 2004.9.8, p.23.

²⁸ 「CSR先進国が生まれた秘密」『Newsweek 日本版』19巻21号, 2004.6.2, p.42.

²⁹ 足達・金井, 前掲書, p.99.

³⁰ 谷本寛治編著『SRI 社会的責任投資入門』日本経済新聞社, 2003, pp.10-11.

³¹ 河口真理子「CSR推進役としてのSRI」『経済Trend』52巻7号, 2004.7, p.30.

ある³²。これらの手法によるSRI運用残高は、全体の1割程度であるが、米国におけるCSRの特色のひとつと言える。

我が国におけるCSRへの取り組み

「企業の社会的責任」という言葉そのものは、我が国においても、決して、目新しいものではなく、戦後、企業不祥事の事件ごとに、あるいは、公害問題等、企業に関係する大きな社会問題が起こるたびに、議論されてきた³³。しかし、我が国における現在の状況は、「企業の社会的責任」という昔からの言葉に、欧米から来た新しい内容を入れ直し、欧米の政策や動きを見ながら、現在、政府、経済団体、個別企業等が、それぞれに模索している段階であるといえよう。

以下、現在の取り組み状況を概観する。

1 政府

経済産業省は、平成16年4月に、「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」を設けた。設置の趣旨は、「CSRに対応することは、単に企業が社会貢献を行うというに留まらず、その企業の企業経営そのものの見直しにもつながることから、企業の競争力の強化にも資するとされ、我が国としても積極的な取組が重要³⁴」と考えられるため、としている。懇談会は、産業界、学界等の有識者が参加して4回にわたって行われた。その成果は、中間報告書³⁵としてまとめられ、同年9月に公表された。この中で示されたCSRについての基本的な考え方のポイントは、次のとおりである。

CSRは、様々なステークホルダーとの交流の中で実現される。

CSRは、企業外とのコミュニケーションに留まらず、企業内における組織体制の構築なども含まれる。

法令遵守は、企業の事業活動の基礎である。これに加えて、製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、腐敗防止、公正な競争、地域貢献、地域投資、メセナ活動、フィランソロピー等、様々な活動に及ぶ。

CSRは、国や地域の価値観、文化、経済、社会事情によって多様である。

CSRの内容は広範囲に及び、事業に密接に関係するので、企業の自主的・戦略的取り組みが重要である。

CSRの信頼性を支える取り組みで最も重要なものは、情報開示と説明責任、ステークホルダーによる評価を含めたステークホルダーとの会話である。

以上の考え方にに基づき、CSRは、企業の自主的な取り組みを基本とすべきであり、

³² 神野雅人、前掲論文、p.104.

³³ 川村雅彦「日本の「企業の社会的責任」の系譜（その1）」『ニッセイ基礎研REPORT』86号、2004.5、p.3.

³⁴ 経済産業省『プレス発表「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」について』2004.4.28.

³⁵ 経済産業省『企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書』2004.9.

<http://www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/press/0005570/index.html>

その取り組みは、企業ごとの自主性、多様性、独創性を確保することにより促進されるべきである。政府は、産業界の取り組みに規制的に介入するのではなく、企業の自主的かつ多様な取り組みがより促進される方向で、民間中心の取り組みを補完的に支援していくことが重要である、としている³⁶。

なお、厚生労働省が、「労働におけるCSRのあり方に関する研究会」を定期的を開催し、その中間報告書³⁷を、2004年6月に公表しているほか、環境省も「社会的責任(持続可能な環境と経済)に関する研究会」を開くなど、各省独自の取り組みが見られる。

2 産業界

CSRをめぐる産業界の動きも活発になっている。

日本経団連は、既に、平成3年に、会員企業が自社の行動基準を策定し運用する際の目安となるべき「企業行動憲章」を制定している。これは、消費者、顧客、市場、株主、従業員、環境、社会貢献など、CSRで求められるステークホルダーとの関係を網羅しており、実質的には、CSR憲章と呼べるものである。平成16年5月、この憲章を、さらに、近年のCSRの視点から見直し、改訂した³⁸。この改訂に先立ち、同年2月に公表された提言「企業の社会的責任(CSR)推進にあたっての基本的考え方」³⁹では、CSRの規格化や法制化には反対であることを明確にし、CSRは企業が自主的に取り組むべきものである、という主張を打ち出している。

経済同友会は、『日本企業のCSR：現状と課題 自己評価レポート 2003』⁴⁰を、平成16年1月に発表した。これは、前年に公表された第15回企業白書『「市場の進化」と社会的責任経営 企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて』で提唱した「企業評価基準」を用いて、会員企業のうち、229社の経営者が自社の取り組みを自己評価したものである。それとともに、CSRに対する、経済同友会としての立場も表明している。それによると、CSRは法令遵守など最低限の取り組み以外については、各社独自の理念や戦略に基づいて自主的に行うべきであるとしている。

個々の企業の取り組みに眼を移すと、従来の環境報告書を発展させたCSR報告書を刊行する企業が増えている⁴¹。企業の間では、CSRへの関心が一段と高まっているし、「重要課題」との認識も深まりつつある⁴²。

3 国際規格化への対応

³⁶ 同上p.40.

³⁷ 厚生労働省『労働におけるCSRのあり方に関する研究会 中間報告書』2004.6.25.
<<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0625-8.html>>

³⁸ 日本経団連『企業行動憲章』2004.5.18.
<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/cgcb/charter.html>>

³⁹ 日本経団連『企業の社会的責任(CSR)推進にあたっての基本的考え方』2004.2.17.
<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/017.html>>

⁴⁰ 経済同友会『日本企業のCSR：現状と課題 - 自己評価レポート 2003』2004.1.16.
<<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2003/040116a.html>>

⁴¹ 「「CSR報告書」発行相次ぐ 雇用や法令順守積極開示」『日本経済新聞』2004.9.23.

⁴² 「関心高まる「社会的責任」」『日刊工業新聞』2004.12.16.

こうした状況にあって、現在、我が国で焦点となっているのは、CSRの規格化をめぐる問題である。近年、CSR関連の国際基準、規格、企業行動原則等が、次々と提案され、制定されている。しかし、我が国では、経済産業省の中間報告や産業界の主張にも見られるように、CSRの取り組みは、企業の自主性に委ねるべきであり、規格化には反対という考えが主流である。特に、CSRは、国、地域により異なる文化や価値観が反映されるものである、との考えから、国際的な基準・規格の制定に対する警戒感が強い⁴³。欧米的な価値観が強く押し出されるのではないかと、という懸念も抱いている。そうした中、国際標準化機構（International Organization for Standardization 以下、ISOとする。）による国際ガイドライン作成が検討されてきたが、第三者認証を必要としない国際規格を、2007年中に策定し、2008年の発効を目指すことが決定した⁴⁴。これに対して、規格化に反対の立場である我が国の産業界も、むしろ、自分たちの主張を積極的に取り入れさせるべき、との考え方に転じつつある。欧米の価値観一辺倒にならぬよう、アジア諸国と連帯しつつ、欧米型とは異なるCSRを提案しようという動きもある⁴⁵。また、CSRの議論が大企業中心に行われがちであることに対しては、中小企業の経営者の間に危機感があり、東京商工会議所は、ISOの国内対応委員会に対して、ISOの国際規格作成にあたり、中小企業の声を反映するように働きかけを行うことにしている⁴⁶。

おわりに

現在のCSRへの関心の高まりに対しては、醒めた見方もある。一過性のブームで終わるのではないかと、という危惧のほかにも、企業の持続可能性を追求することが社会の持続可能性につながる、といった考え方が予定調和的であり過ぎる⁴⁷、といった意見である。我が国におけるCSRは、企業不祥事の多発に危機感を抱いた産業界の経営危機管理論に過ぎないのではないかと⁴⁸、との批判もある。SRIの拡大とともに、企業に送りつけられるCSR評価機関や投資家からの質問状が急増し、企業の間には「回答疲れ」ともいふべき現象も生じているという⁴⁹。

しかし、欧州における地道な取り組みや、ISOをはじめとするCSRの国際規格化に見られるようなグローバルな動きを見ると、試行錯誤はあっても、この流れに後戻りはないように思われる。我が国における今後の取り組みが注目される。

⁴³ 「座談会 企業のCSR（企業の社会的責任）にどう取り組むべきか」『経済Trend』52巻7号、2004.7、pp.6-15.

⁴⁴ 「企業の社会責任に基準」『東京新聞』2005.3.3、夕刊.

⁴⁵ 「ISOでガイドライン策定 「アジア版CSR」を提唱」『日刊工業新聞』2004.8.17.

⁴⁶ 「東商、「中小の声」反映求める」『日刊工業新聞』2005.1.20.

⁴⁷ 水口剛「企業の社会的責任ブームの陥穽とCSR報告書の可能性」『生活共同組合研究』348号、2005.1、p.20.

⁴⁸ 柴田武男「価値選択としての社会的責任投資」『社会運動』287号、2004.2、p.48.

⁴⁹ 小口俊朗「機関投資家からみたCSRへの評価」『企業会計』56巻9号、2004、p.55.